

「銀行取引約款集（銀行代理店用）」等の改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

野村信託銀行株式会社は、2026 年 8 月 24 日付で、以下の約款・規定等について改定いたします。

1. 改定理由

＜振込約款（銀行代理店用）＞

当社がお客様からご依頼を受ける振込における振込代り金の引落しを行う日（以下「引落日」といいます。）について、具体的な時刻を記載していたところ、当該時刻は変更する可能性があることを踏まえ、「当社所定の受付時間」という表記に変更するもの。合わせて、引落日の判断基準を明確化するもの。

＜個人情報保護方針＞

当社が加盟する個人情報保護団体である一般社団法人投資顧問業協会が、合併により一般社団法人資産運用業協会となったことに伴い、該当の記載を修正するもの。

2. 改定内容

以下の新旧対照表の通りです。なお、掲載した変更に加え、その他軽微な修正を行っております。

「銀行取引約款集（銀行代理店用）」 新旧対照表

2026 年 8 月 24 日改定

（下線部変更）

新		旧	
＜振込約款（銀行代理店用）＞ 第 5 条 振込契約の成立 (1) ～ (2) 省略 (3) 前項の引落しを行う日は、当社が振込依頼を受付した時期、及びお客様による任意の振込日の指定の有無により、次の通りとします。 <u>ただし、右列記載の日までに第 1 項の振込依頼の内容の確認が完了しない場合、当該確認が完了した日に引落します。</u>		＜振込約款（銀行代理店用）＞ 第 5 条 振込契約の成立 (1) ～ (2) 省略 (3) 前項の引落しを行う日は、当社が振込依頼の内容を確認した時期、及びお客様が表示した振込指定日により、次の通りとします。	
1. お客様が任意の振込日を指定せず行った依頼を、	依頼当日	1. <u>当日を振込指定日とする依頼を銀行営業日の 15:00（野村證券宛振込について</u>	当日

<u>依頼当日の当社所定の時間内に当社が受付した場合</u>		<u>は 16:30、当社宛振込については 21:00) になるまでに確認した場合</u>	
2. <u>お客様が任意の振込日を指定せず行った依頼を、依頼当日の当社所定の時間内に当社が受付できなかった場合（当該振込依頼が当社所定の時間外になされた場合を含みます）</u>	<u>依頼日の翌営業日</u>	2. <u>上記 1. 以外の場合</u>	<u>お客様が表示した振込指定日</u>
3. <u>お客様が任意の振込日を指定して依頼を行った場合</u>	<u>当該振込指定日</u>	（新設）	（新設）
（4）省略 (2026. 08. 24)		（4）省略 (2026. 3. 09)	
<個人情報保護方針> 【加盟する個人情報保護団体】 省略 ○一般社団法人 資産運用業協会（会員監査部投資者相談室） https://www.imaj.or.jp/ 【苦情・相談窓口】 電話 03-6821-8756 (2026. 08. 24)		<個人情報保護方針> 【加盟する個人情報保護団体】 省略 ○一般社団法人 日本投資顧問業協会（苦情相談室） http://www.jiaa.or.jp/ 【苦情・相談窓口】 電話 03-3663-0505 (2022. 04. 01)	

以 上